参考様式第２－14号（規則第27条第１項第13号関係） 　　（日本産業規格Ａ列４）

優良要件適合申告書

（監理団体）

　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条に定める基準を満たすことについて申告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 点数 | 内容 |
| １団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 | Ⅰ | ５点 | マニュアル等の策定及び監査担当職員への周知　（　[x] 有　・　[ ] 無　） |
| Ⅱ | １５点 | 実習監理を行う実習実施者 ２０ 実習実施者÷ 監理事業に関与する常勤の役職員　６　名＝　　　　　３．３　　　　（小数点第２位以下切捨て） |
| Ⅲ | １０点 | 監理団体の職員（監理責任者を除く、監査担当者）の監理責任者等講習受講割合講習受講者　　３　　名 ÷ 職員　　５　　名 × 100 ＝ 　　　　６０　　　　　％※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙１）を添付すること。 |
| Ⅳ | ５点 | ① 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること　（　[x] 有　・　[ ] 無　）② ①の支援の概要技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し研修を実施するほか、新任に対して着任時にマニュアルを配布している。 |
| Ⅴ | ５点 | 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査への協力の意志の有無（　[x] 有　・　[ ] 無　） |
| Ⅵ | ５点 | 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国で行っている事前面接の概要理事の○○○と○○○が通訳とともに現地に赴き、求人募集に対し申し込みのあった者、全員に事前面接を行っている。 |
| Ⅶ | ５点 | 帰国後の技能実習生に関し、送出機関と提携して行っている就職先の把握の概要（※これまでに帰国した技能実習生がいる場合には、その就職先の把握の概要について、帰国した技能実習生がいない場合には、送り出し機関と連携して行うこととしている就職先の把握の概要をご記載下さい。） |
| ２ 技能等の修得等に係る実績 | Ⅰ | ※ | ① 分母　　　計　　７８　　名（Ａ＋Ｂ）Ａ 現行制度第１号修了者　　　　名 － やむを得ない不受検者　　　　　名　＝　　　　　　名Ｂ 旧制度第１号修了者　８０　名 － やむを得ない不受検者　　２　　名　＝　　７８　　名　※やむを得ない不受検者がある場合には、Ａ及びＢそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）を添付すること。 |
| １０点 |
| ② 分子　　　計　　　　　名（Ａ＋Ｂ）Ａ 現行制度 計　　　　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）Ｂ 旧制度 　計　　　　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること） |
| ③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率　②　　　７８　　　名　÷　①　　　７８　　　名　×　100 ＝ 　　１００　　％　※合格率の小数点以下は切り捨てること。 |
| Ⅱ | ※ | ① 分母　計　　　７　　　名（Ａ＋Ｂ）Ａ 第２号修了者　計　　　　７　　　　名（ａ＋ｂ）ａ　現行制度第２号修了者　１０　名 － やむを得ない不受検者　３　名　＝　　　７　　　名 ｂ　旧制度第２号受検者　　　 名※旧制度について、平成29年７月１日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。Ｂ 第３号修了者数 　　名 － やむを得ない不受検者　　　　名　＝　　　　　　名※やむを得ない不受検者がある場合には、Ａ及びＢそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）を添付すること。 |
| ２０点 |
| ② 分子　計　　　６　　　名（Ａ＋Ｂ）Ａ ３級程度　　　６　　　名（ａ＋ｂ）ａ　現行制度　計　　６　　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）ｂ　旧制度　　計　　　　　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）Ｂ ２級程度　　　　　　　名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること） |
| ③ ２級又は３級程度の合格率（②Ａ＋②Ｂ×1.5＝　６　名）×1.2　÷　①　　７　　名 × 100 ＝ 　　１０２　　％ ※合格率の小数点以下は切り捨てること。 |
| Ⅲ | ５点 | ① ２級又は３級程度の学科試験の合格者 計 ６ 名※受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること。② 合格者を輩出した実習実施者　　 計　　２　　実習実施者 |
| Ⅳ | ５点 | 技能検定等の実施への協力の実績を有する傘下の実習実施者計　　　４　　　実習実施者 |
| ３法令違反・問題の発生状況 | Ⅰ | ※ | ① 改善命令（　[ ] 無　・　[x] 有　）※有の場合（　令和○　年　　○○　　月　○○　　日 ／ 改善実施　・　改善未実施　）② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」（　[x] 無　・　[ ] 有　）※有の場合（　年月日　　　年　　　月　　　日 ／ 改善実施　・　改善未実施　） |
| -30点 |
| Ⅱ | ※ | 失踪者　　　１５　　　名 ÷ 受入れ　　１００　　名 ×100＝　　　　１５　　　％※受入れ数は、過去３年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。 |
| -5点 |
| Ⅲ | ※ | 責めによるべき失踪（　[x] 無　・　[ ] 有　） |
| ０点 |
| Ⅳ | ※ | ① 実習認定の取消しの割合実習認定の取消し　　０ 機関÷ 対象事業年度内に実習監理を行った実習実施者 　２０　機関×100＝ 　　　　　０　　　　　％（小数点第２位以下切捨て）（実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した　０　件を除く）② 改善命令　　０　　件（機関数）÷ 対象事業年度内に実習監理を行った実習実施者 　２０　機関×100＝ 　　　　　０　　　　　％（小数点第２位以下切捨て）（改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した　　０　　件を除く） |
| ０点 |
| ４相談・支援体制 | Ⅰ |  | ５点　 | マニュアル等の策定及び関係職員への周知（　[x] 有　・　[ ] 無　） |
| Ⅱ |  | １５点 | 実習先変更支援ポータルサイトへ登録した実習実施者 １０ 実習実施者　÷　実習監理を行う実習実施者 ２０ 実習実施者 × 100 ＝ 　５０　　％（小数点第２位以下切捨て） |
| Ⅲ |  | ２５点 | 実習先変更による技能実習生の受入れ（　[ ] 無　・　[x] 有　）有の場合　計 ７ 名　受け入れた実習実施者 １０ 実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者 ２０ 実習実施者 × 100 ＝ 　　５０　　％（小数点第２位以下切捨て）※実習先変更により受け入れた技能実習生が１名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、受入れ技能実習生名簿（別紙４）を添付すること。受入れ実習実施者名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）技能実習生の氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　国籍・地域（　　　　　）　性別（ 男・女 ）　生年月日（　　　年　　月　　日）　　受入れ年月日（　　　　　　　年　　　　月　　　　日）　　旧所属監理団体名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　旧実習実施者名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）実習先変更時の技能実習計画認定番号（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| Ⅳ |  | ５点 | 1. 入国後講習時の宿泊施設に関し、受け入れている全ての技能実習生について、本人のみが利用する個室（※）を確保し、監理責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること

※4.5㎡以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。（概要）入国後講習期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　実習実施者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技能実習生の人数　　　　　　　　　　　　　　　　　入国後講習時の宿泊施設に○室の個室を確保し、各部屋とも６畳（９．９㎡）以上の広さがある。毎日１回検温を実施し、出入口にアルコール消毒液を設置。食事は各自個室で摂る。 |
| ５点 | 1. 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者に対して、次のＡからＣまでのいずれかの支援を実施していること（該当するものにチェックマークを付すこと。）

※この場合、当該支援を行ったことにより、優良な実習実施者の要件のうち「③技能実習生の待遇（Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組）」の加点対象となった実習実施者名を記入すること。実習実施者名（　株式会社　○○○○　　　　　　　　　　　　　）　[ ] Ａ 監理団体が確保している物件（本人のみが利用する個室（※）が確保されているものに限る。）を技能実習生の実習中の宿泊施設として貸与　[x] Ｂ 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借上げに至った場合に限る。）　[ ] Ｃ 技能実習生が自らの意思で住居（本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保※4.5㎡以上あり、技能実習制度運用要領に記載する「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。　[x]  これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。※確認の上、チェックマークを付すこと。 |
| 小計 | ４５点 | 〔小計の計上方法〕「４相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は45点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、45点と記入すること。 |
| ５地域社会との共生 | Ⅰ | ４点 | 日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要令和２年８月、実習実施者が行う日本語学習を支援するため、日本語学習テキストとＤＶＤを無料配布した。 |
| Ⅱ | ３点 | 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要傘下の実習実施者○社から希望があった地域の老人ホームへの訪問支援として、とりまとめや連絡調整を行った。 |
| Ⅲ | ３点 | 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要傘下の実習実施者株式会社○○○○が実施する技能実習生向けの茶道体験会を実施するための支援として、とりまとめ・連絡調整・会場確保を行った。 |

（注意）

１　点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。

２　点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「０点」、「－５点」等と記載すること。

３　「４相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

４　加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合がある。

|  |
| --- |
| 合計点 |
| １１０点 |

　以上の記載内容は事実と相違ありません。

○○○○年　○○　月　○○　日作成

申請者の氏名又は名称　○○協同組合

作成責任者　役職・氏名　代表理事　○○　○○